

泉南市合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱

(平成 14 年 7 月 1 日改正)

(事業の目的)

第 1 条 この事業は、合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水（工場廃水、雨水、その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を併せて処理することにより、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業の実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、泉南市とする。

(事業の内容)

第 3 条 この事業は、合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置者に対し、設置に要する費用を助成する事業である。

2 事業の対象となる地域は、泉南市生活排水処理基本計画に基づく合併処理浄化槽設置推進区域とし、市長が別に定める地域とする。ただし、下水道事業認可変更以前に浄化槽設置申請がなされたもので、その後下水道事業認可変更に伴い事業の対象外になる区域については、市長は事業対象区域とみなす場合がある。

3 事業の対象となる合併処理浄化槽は、次の条件を満たすものでなければならない。

(1) 住宅用であること（ただし、店舗併用住宅においては、住宅部分の床面積が 2 分の 1 以上であること。）。

(2) 処理対象人員が 10 人槽以下であること。

(3) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 4 条第 1 項の規定による構造基準に適合すること。

(4) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が 90%以上・放流水の BOD が 20mg/l（日間平均値）以下の性能を有するもので「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される合併処理浄化槽にあっては、同指針に適合すること。

4 事業の対象となるものは、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査を受けたもの。

(2) 大阪府し尿浄化槽維持管理指導要領に基づき、適正に管理を行うもの。

(3) 継続的な使用が認められるもの。

(工事施工監督)

第4条 市長は、この事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(その他)

第5条 この実施要綱に基づき実施する事業に係る補助対象、補助金額、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成7年12月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成14年7月1日より施行する。